

令和4年11月28日開会
令和4年11月28日閉会

令和4年11月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和4年11月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

議事日程

令和4年11月28日 午後1時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第13号 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正
予算（補正第3回）

議案第14号 工事請負契約の締結について

議案第15号 令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決
算認定について

第 4 組合事務一般に対する質問

第 5 議案第13号～議案第15号（質疑・委員会付託・採決）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第5

日程追加 閉会中の継続審査について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16人）

1番 土 光 均 2番 奥 岩 浩 基 3番 今 城 雅 子

4番 中 田 利 幸 5番 戸 田 隆 次 6番 稲 田 清

7 番	渡 辺	穰 爾	8 番	荒 井	秀 行	9 番	森 岡	俊 夫
10 番	山 路	有	11 番	米 本	隆 記	12 番	景 山	浩
13 番	勝 部	俊 徳	14 番	山 本	芳 昭	15 番	小 谷	博 徳
16 番	三 好	晋 也						

~~~~~

**欠 席 議 員 （ 0 人 ）**

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管理者	米子市長	伊 木	隆 司	副管理者	境港市長	伊 達 憲 太 郎
副管理者	日吉津村長	中 田	達 彦	〃	大山町長	竹 口 大 紀
〃	南部町長	陶 山	清 孝	〃	伯耆町長	森 安 保
〃	日南町長	中 村	英 明	〃	日野町長	埴 田 淳 一
〃	江府町長	白 石	祐 治	〃	米子市副市長	伊 澤 勇 人
事務局長		三 上	洋	消防局長		赤 川 紀 夫
事務局総務課長		矢 野	伴 典	消防局総務課長		岩 田 幸 博
事務局施設管理課長		本 池	将	事務局ごみ処理施設整備課長		生 田 公 志
消防局予防課長		宇 津 宮	進	消防局警防課長兼 警防課消防第二担当課長補佐		後 藤 典 明
消防局指令課長		生 田 圭 一 郎		事務局総務課入札財政 担当課長補佐		三 原 剛
事務局ごみ処理施設整備課長補佐		加 藤	公 教			

~~~~~

## 議 会 担 当 職 員

書 記 長            近 藤            隆                            書      記                            板 井   寛 典

~~~~~

午後 1 時 0 0 分 開 会

○稲田議長 これより、令和 4 年 1 1 月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

## 諸 般 の 報 告

**○稲田議長**    日程に先立ち、諸般の報告をいたします。地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 1 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので御了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、御了承願います。

次に、議会閉会中に任期満了となりました総務消防常任委員会、民生環境常任委員会及び議会運営委員会の委員につきましては、組合議会委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、お手元に配付しております所属委員会名簿のとおり指名し、選任を行いましたので、御報告いたします。

次に、議会閉会中に民生環境常任委員会が開催され、正副委員長の互選が行われた結果、委員長に奥岩議員、副委員長に勝部議員が、また、ごみ処理施設等調査特別委員会では、委員長の互選が行われ、委員長に中田議員が決定した旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

また、本日、開会前に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長の互選が行われた結果、委員長に今城議員、副委員長に米本議員が決定した旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

次に、昨日 1 1 月 2 7 日の日南町長選挙で、中村副管理者が当選されましたので、御紹介いたします。それでは、中村副管理者、自席から御挨拶をお願いします。

**○中村副管理者**    日南町の中村です。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**稲田議長** なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

第1 会議録署名議員の指名

○**稲田議長** それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第157条の規定により、4番、中田議員及び16番、三好議員を指名いたします。

~~~~~

## 第2 会 期 の 決 定

○**稲田議長** 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

第3 議案第13号～議案第15号

○**稲田議長** 次に、日程第3、議案第13号から第15号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊木管理者。

○**伊木管理者**（登壇） ただいま、御上程をいただきました議案第13号から議案第15号までの3議案につきまして、御説明をいたします。

議案第13号、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の第3回の補正予算は、ごみ処理施設用地取得事業について所要の経費を計上しております。以下、その概要につきまして御説明を申し上げます。衛生費についてですが、本年度開催されました一般廃棄物処理施設用地選定委員会におきまして、委員会の開催回数や最終候補地調査の対象を増やすことなどの方針が決定されたことから、当該委員会委員に対する報酬等や用地選定支援業務委託料を増額しております。なお、この補正予算の財源といたしましては、市町村負担金により収支の均衡を図っております。その結果、歳入・歳出それぞれ1,337万4,000円を追加し、補正後の予算総額を50億3,592万円とするものです。

次に、議案第14号、工事請負契約の締結につきましては、大山消防署大規模改修等建築主体工事について、公募型指名競争入札に付しました結果、お手元の議案書に記載しております相手方、契約金額などにより、工事請負契約の締結をするものでございます。

次に、議案第15号、令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定につきましては、一般会計の決算について監査委員の審査を経ましたので、その意見を付し、認定をお願いするものです。

以上、各議案について御説明をいたしました。御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 第4 組合事務一般に対する質問

○**稲田議長** 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、勝部議員。

○**勝部議員** 議案第14号に関して御質疑をさせていただきたいと思います。

(「一般質問…」と声あり)

一般質問でしたか。失礼しました。

○**稲田議長** では、改めまして勝部議員、一般質問をお願いします。

○**勝部議員** はい、すいません。一般質問をさせていただきます。通告に従いましてです、まず今回は、当行政管理組合の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例につきまして、この見直し等につきまして御質問申し上げたいと存じます。

まず、1点目につきましては、現行の本組合の一般職の職員の特殊勤務手当の支給は、消防業務に従事する職員についてのみの支給規定となっておりますけれども、そのように理解してよろしいか、まず伺います。

○**稲田議長** 矢野事務局総務課長。

○**矢野事務局総務課長** 特殊勤務手当でございますが、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務等で、給与上特別な配慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事します職員に対しまして、その特殊性に応じて支給されるものでございます。

本組合の特殊勤務手当につきましては、本組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第2項におきまして、手当の種類、支給を受ける者の範囲等を規定しておりまして、議員の御発言のとおり、消防業務に従事する職員が救急救命業務に従事し患者を搬送したときや、災害現場に出場し救助活動をしたときなど、7つの消防業務に従事したときに特殊勤務手当を支給する、そういった規定となっております。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** 了解いたしました。それでは次に、その観点から申し上げますと、今後、

最終処分場とかいろいろな用地取得交渉等あると思いますけれども、用地交渉等の困難を極める業務につきましての、こういう手当を新設する考え方はないか、これをお伺いしたいと思います。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 用地交渉等手当の新設についてのお尋ねでございます。国の用地交渉等手当は、事業に必要な土地の取得等に係る交渉等の業務で、人事院が困難であると認めるものに従事したときに支給される手当で、継続的に交渉業務が行われまして、一月を経過した日以降に行われる業務で、職員の心身に著しい負担を与えるものに対して支給されており、鳥取県や米子市においては、困難折衝等業務手当として措置をされております。

本組合におきましては、今、勝部議員からもお話がありましたが、来年令和5年度に、一般廃棄物処理施設の建設に向けました用地取得交渉が予定されておりますので、他団体の手当の設置状況ですとか要件などにつきまして調査・研究をさせていただきました上で、手当の措置について判断をさせていただきたいというふうに考えております。

**○稲田議長** 勝部議員。

**○勝部議員** 困難業務の手当につきまして、また鋭意御検討を賜りたいと存じます。

では次に、現在、感染症予防等の業務手当でございますけれども、これは別表第2条関係で、消防業務に当たられる方には1回1,000円の感染症予防の従事手当がありますけれども、これ消防職員以外のいわゆる一般職の方々についても、緊急時にはやはり対応する場合も出てくると考えられますので、いわゆる消防職員以外の一般職の皆さんにも感染症予防手当等の新設は拡大適用する考え方はないか、これも併せて伺いたいと思います。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 消防業務に従事する職員以外の一般職の職員に対する感染症予防等業務手当についてのお尋ねでございます。感染症予防等業務手当は、特定の感染症の患者に接触する業務に従事をする職員を対象として支給されます手当でございますが、本組合の共同処理事務におきましては、消防業務に従事する職員以外の一般職の職員が感染症の患者に接触する業務、これは現時点においてないというふうに考えておりますので、手当の支給対象の範囲を拡大する必要は現時点においてははないのではないかというふうに考えておるところでございます。

**○稲田議長** 勝部議員。

**○勝部議員** 了解いたしました。

それでは次にですね、いわゆる別表第2条関係の消防業務従事手当額のもので、全般的な単価とか支給方法とか、それについて現行の制度と、他団体等との均衡あるいはバランスについて、現在、どのような御認識でおられるのか。単価、あるいは著しく不均衡があるものがあるとか、こういった御認識でいらっしゃるのかお伺いしたいと存じます。



す。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 消防業務の従事手当の見直しに関する御質問でございますけれども、この消防業務従事手当には救急手当や高所作業手当など様々なものがございまして、その支給単位につきましても、1回当たりまたは1日当たりなど、消防本部ごとに異なるところでございます。当局の手当支給の内容につきましては、中国地区の他本部と比較しましても多少の差異はありますが、標準的なものと認識しているところでございます。このことから現状で別表の見直し等については考えておりませんが、今後も適切な支給となるよう他本部の状況を注視していきたいと考えております。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** 例えば鳥取県内東部では、救急救命士さんが活動したときは従事1回当たり700円、本組合では400円。まあ、いろいろバランスがあると思いますが。こういう単価の差については、近隣でありますけれども、この差については特に違和感はありませんでしょうか。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 救急救命士の手当の支給に関する御質問でございますが、この支給につきましては、先ほど支給単位の違いのほかにはですね、救急出動を行うごとでありますとか、または救急出動をした上で特定行為、これ医療行為になりますけれども、これをした場合のみなど、支給の条件も様々ございます。ですので、一概に支給額では比較できないところではありますが、その上で当局と同じ条件の本部を比較してみましたところ、御指摘されました東部消防局は、中国地区で最高額の支給をしているようでございます。その支給額の根拠については承知してはおりませんが、当局の支給額は各本部の条件を差し引いたとしても、あくまで標準的な金額と考えております。現在のところは、特段改正の必要もないものと考えております。以上です。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** 了解いたしました。

では次に、いわゆる夜間業務手当でございますけれども、これは労働基準法の37条関係以外のいわゆる割増しではなくてですね、深夜の10時から朝5時までの間に正規の勤務時間の一部、あるいは全部を割り当てられた場合のいわゆる夜間業務手当ですけども、これの新設が必要ではないかと思えますけど。現行ではあまりなされていないのかとは思いますが、将来的にはこういう事態も当然災害とか発生してまいりますので、これについての新設する考え方はないのか、お伺いしたいと存じます。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 夜間業務手当に関する御質問でございますが、この夜間業務手当につきましては、これまで当局では支給の対象とはしておりませんが、現状といたしまして、中国地区の他本部の約7割が支給をしているところでございます。このことから、今回

の御指摘を踏まえまして、本件手当の支給が適当であるか否かの検討を進めさせていただきたいなと思います。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** またよろしく御検討いただきたいと思います。

では次に、いわゆる緊急消防援助隊の派遣手当ですね。いわゆる災害時の、他市町村へ派遣して出動して活動した場合に、災害救助手当の、これの今現行どのように支給なさっているか私は分かりませんが、こういうものを新たにはっきりと明示して新設して、災害派遣を他市町村で活動する場合にはきちんとした手当を支給すべきというふうに考えますけど。この点について御見解をいただきたいと思います。

○**稲田議長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 緊急消防援助隊の手当に関する御質問でございますが、この緊急消防援助隊の手当は、中国地区の51本部のうち5本部が設けておりまして、全国的にも多くの本部が新設の方向へ動いているところでございます。当局におきましては、災害派遣中の活動に応じまして現行の特殊勤務手当、救急搬送ですとか救助活動になりますが、これを積み重ねて支給するところでありますが、緊急消防援助隊の派遣そのものが極めて危険な地域での活動、また過酷な環境下で長期にわたる宿営などを伴うなど、派遣そのものに対する包括的な手当の支給が適当と判断する本部もありますことから、この緊急消防援助隊の手当の新設については検討が必要であると考えます。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** またよろしく御検討賜りたいと存じます。

最後に、管理者にお伺いしたいと思いますけども、この今の言われた、御検討いただく中で、またいろんな制度が新設したり廃止になったり、改正があったりするものですから、基本的な条文整備とかを含めて一度御整理なさったほうが、私ははっきりしていると思うんですけども。

全部改正とは言いませんけど、ほぼ全部改正に近いような改正をする必要があるんじゃないかと私は考えますけれども、管理者の御意見を伺いたいと存じます。

○**稲田議長** 伊木管理者。

○**伊木管理者** 各種の手当につきましては、今、各担当部局長から答弁をさせていただいたとおりでございますけれども。議員御指摘のとおりですね、やはりこの時代の変化ですとか、あるいは様々な情勢の変化、例えば新型コロナのようなですね、ああいった突発的な緊急事態も我々対応してきたわけでございますけれども、そうした事態に対応できるような職員の体制、そして手当の体系といいましょうか、そういったものはですね、順次、常にチェックをかけながらですね、必要に応じた見直しにつきましては議会の皆様にも相談をしながら、これは対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○**稲田議長** 勝部議員。

○勝部議員 以上で終わります。

○稲田議長 次に、山路議員。

○山路議員 失礼します。10番山路です。ただいま、議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入らせていただきます。本日の質問の大きな題目は、旧老人休養ホームうなばら荘の事業中止に伴う建物の取扱いと今後について質問をさせていただきます。少しこれまでの経過を話さないと個々の質問ができませんので、少しこれまでの経過を話させていただいて個々の質問に入りたいというふうに思います。しかしながら、冒頭ですが同問題については、西部広域行政管理組合執行部の皆さん、それから議員各位におかれましては大変御心配をおかけしております。冒頭まず、お断り申し上げたいと思っております。

おおよそ半世紀近く日吉津村区域内で営業を続けてまいりましたうなばら荘。西部広域行政管理組合直営、その後、平成18年度から日吉津村が指定管理となり、令和3年度で幕を閉じたところであります。これは皆さん御存知のとおりであります。村民にとって愛着のあるうなばら荘、株式会社ヤードクリエイションに建物の売却が完了したにもかかわらず事業着手の動きが全く見られず廃墟と化するところとなり、村民の不安は日増しに大きくなっておりました。このような中、株式会社ヤードクリエイションの事業中止の報道がなされ、村民また関係者の間からは厳しい意見もあるところでありますが、皆さんの間からは、早く次の事業者を探すべきだという声が大半を占めております。

このような中、10月5日、西部広域行政管理組合管理者の方が、日吉津村議会に来られ、これまでの経過等説明を受けたところであります。この場で日吉津村議会としては、これまでの経過、何も事業着手しない状況を踏まえて、この事業を振出しに返していただきたいと申し上げたところです。また、次の事業者の申出がないときには、更地返還をお願いしたいと申し上げたところであります。また、同組合から情報として、建物を購入したい第三者の申出があることについて話があり、同組合としても第三者譲渡について関わっていきたい旨を話され、道義的な責任を感じておられるものと理解し感謝を申し上げたところであります。

しかし、10月26日に開催された民生環境常任委員会を傍聴したところですが、この問題に関して質疑の答弁は、第三者譲渡については所有権のある株式会社ヤードクリエイション、申出のある第三者、日吉津村で行っていただく趣旨の答弁でありました。つまり、同組合は関わらないという答弁であります。この短期間でこれほどまでに対応が変わることに驚くばかりであります。

しかし、この答弁を聞きながら疑問を感じることもあります。組合財産売買契約第17条関係であります。株式会社ヤードクリエイションが施設売却等について関わる、進めることについては、日吉津村の承認を得なければならないと、こういうふうになってあります。素朴な疑問をここに感じたところであります。

こうしたことを置いて、次の3点について伺いたいと思います。第1点が、建物

の売買契約を解除することについて西部広域行政管理組合の考えをお聞きしたいと思っております。2点目が、民間事業者を選定された立場として、建物の第三者譲渡について西部広域行政管理組合として一定の関わりを持つべきではないかと。強いては、言うなら主体的に関わるべきではないかというふうに私は感じております。そして3点目が、荒廃が進む建物や樹木の管理、これはどこがするのかということについて。この以上3点について、執行部の答弁をお願いいたします。以上です。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** まず初めに、売買契約の解除に対します本組合の考え方について御答弁をさせていただきたいと思えます。旧うなばら荘の譲渡先事業者からの事業中止の申出に対する対応につきましては、現在、譲渡先事業者から提案がありました売買契約の合意解約、建物の贈与及び第三者譲渡について、契約上必要となる法的手続きや法的リスクまた議会对応を含む事務手続きなどにつきまして、顧問弁護士や鳥取県に相談をし、整備を行っているところでございます。建物の売買契約の解約、もしくは贈与の場合も含まれますけども、によりまして組合が建物を所有する場合は、事前に建物の管理や処分を行う共同処理事務の規約変更を行う必要があり、構成市町村において議会の手続きが必要となること、また建物の所有、所有により発生する建物の管理費用や処分費用などにつきましては、住民監査請求ができる財務会計上の行為、不当な財産の取得、管理、処分、これに該当するリスクがあるとの助言を受けておりまして、この点を十分に踏まえて対応する必要があるものというふうに考えております。譲渡先事業者からの事業中止の申出に対します対応につきましては、来年1月開催予定の正副管理者会議におきまして方針決定ができますよう構成市町村と協議し、事務を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の、建物の第三者譲渡への関わりについてのお尋ねでございますけれども、第三者譲渡が行われる場合におきましては、新たな譲渡先事業者が行います事業が現在のアスリートホテル以外の事業の場合は、株式会社ヤードクリエイションと本組合が締結をいたしました売買契約の、第18条に定めます事業提案書に定める事業内容の変更、これに該当いたしますことから、本組合の承認が必要になるものというふうに考えております。このことからの新たな譲渡先事業者の決定に当たりましては、組合が関与することとなるものというふうに考えております。

最後に、3点目としてお尋ねがございました、荒廃が進む建物や樹木の管理についての考え方でございますけども、旧うなばら荘の建物の所有権につきましては、組合との売買契約の締結によりまして本組合から譲渡先事業者のほうへ既に移転をしておりますので、所有者であります譲渡先事業者の責任において管理されるべきものというふうに考えておるところでございます。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** ありがとうございます。先ほどの答弁で、新たな譲渡先事業者の決定に当

たっては、同組合が関与する必要があると、こういう考えがされましたので、一步、この取組についての考え方が前進したかなというふうに私は思っております。

そこでですね、まず3点ありますけども。まず1点目として、これは先日のこの質疑の席で、第三者譲渡について、株式会社ヤードクリエイションが参加することに、これ17条関係です。こういう売買するときには、ヤードクリエイションはその前に日吉津村の承認を得なければならないというふうになっています。まず、このあたりの承認が取れているのか、ここをまずお伺いしたいと思います。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 現時点におきましてはですね、日吉津村さんとヤードクリエイションにおいても具体的な協議等はされてないというふうに理解しておりますので、このことにつきまして、第三者譲渡に向けての話し合いということも当然ながらまだされてないのではないかなというふうに思いますので。そのことからいたしますと、承認はされていないのではないかなというふうに理解しております。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** そうするとですね。10月26日の民生環境常任委員会での質疑での、先ほど述べたとおりなんですけど、この問題については、ヤードクリエイションと第三者と日吉津村の3つで協議してもらおうという、常任委員会であっても執行部としては共通理解をされた答弁であると思っておりますけども。ここでまだ私の承知している限りは、日吉津村はまだ承知していないと思うんです。まだこの10月26日の質疑の答弁は、この3者でやっていただくということを執行部のほうが答弁されている。そうすると、全くこれ理解できないと思っておりますけど。このあたり、もう少しお願いしたいと思います。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 先ほど山路議員からお尋ねがございました、先月開催をいたしました民生環境常任委員会のやり取りでございますけども。ちょっと私どもの受け取り方といえますか、認識と多少ちょっとずれがある部分もあるかと思いますが。当日の常任委員会はですね、中止の申出があったということにつきましての御報告をさせていただいたというその目的の、報告の常任委員会をさせていただいたというふうに思っております。具体的な今後の対応についてのやり取りについてはお話をしていないのではないかなというふうに、ちょっと私自身認識をとるのですけども。ただ、御質問の中でですね、今おっしゃいますような形での捉え方をもしされたということであれば、そこはですね、まだ先ほど私のほうが答弁したとおり、現状としては、考え方ですとか事務手続き、このあたりを整理させていただいてるところでございます。実は明日からなんですけども、構成市町村のまずは課長段階での協議をさせていただきまして、先ほども申し上げましたように、年が変わりました1月に副市町村長会議または正副管理者会議、このような形で最終的に組合方針を整理をさせていただくというふうに思っております。

ので、現段階におきましては、合意解約とも第三者譲渡ともまだ具体的な方針を立てていないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

**○稲田議長** 山路委員。

**○山路委員** 何かね、その答弁、分かって分からないような答弁であってですね。そうすると民生環境常任委員会では、まあ、けどもね、そういう民生環境常任委員会も公的な委員会じゃないですか。そこでそんな優柔不断な答弁をしてもいいもんですか。まず、もう一度そこを聞きたいと思います。

**○稲田議長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 重ねての御質問ですので、私のほうがちょっとお答えしたいと思います。当日私は出席しておりませんので、職員からの報告を受けたということでの御答弁申し上げたいと思いますが。先ほど三上局長のほうからお答えしたとおり、まずは今、事業者のほうから、事業を中止したいという申出があったということを御報告したということと、それに伴って、じゃあ、これからどうするのだという御質問があったというふうに聞いております。そこで、ちょっと言葉は正確に記憶しておりませんが、今現在、御承知のとおり既に所有権という意味では組合を離れておりますので、組合自体は何の権原も持っていないわけであります。逆に言いますと、ここの関係で具体的な権原を持っている者は、建物の所有者であるヤードクリエイションさんと、そして土地の所有者である日吉津村さん、こういうことになっております。したがって、まずはその権原を持っておられるところが、これからの対応方針について十分話し合ってください必要がある。もちろんそこで組合が関わらないということを申し上げたわけではなく、まず、権原を持っておられる当事者同士でこの問題をどういう方向で話を進めていくのかという方向性といいたしましょうか、選択肢も含めてですね、これを十分話し合ってください必要があるし、それに組合も必要があれば関わらせていただくということではなかったのかなというふうに聞いております。私からは、そういう報告を受けておりますので、そういう趣旨・内容で御答弁申し上げたものであります。このように考えております。以上です。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** ああいう答弁は録音はしておられないわけですか。まあ、それは置いておきます。これだけでね、ずっと時間取っても駄目です。そのように今後、今、先ほどの答弁があったように、当組合としても関与をする必要があると思うという答弁をいただいていますので、ぜひこの問題に取り組んでほしいというふうに切にお願いしておきたいというふうに思っております。

それですね、2点目として、既に第三者の譲渡申出があると、10月5日、執行部のほうが日吉津村議会に来られたときにお話されました。相当時間が経っておりますけれども、その辺りの経過はどうなっているのか、まず、お聞きしたいと思います。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 第三者譲渡といいますか、第三者のほうの事業の譲渡の申出に関する経過がどうなっているかということのお尋ねかと思えますけれども。これは今までの委員会等でもお答えをさせていただいたかと思えますけれども、組合といたしましては、その建物に対して今、権原が全くございませんので、組合のほうでは、情報は全く有しておりませんでして、間接的に入ってきます情報につきましてのみ承知をしているという状況でございます。したがって、現状どのような形で話が進んでいるのか進んでいないのか、その辺りにつきましても、現時点におきましては組合のほうもちょっと情報は持っていないというところでございます。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** やはりここですね、一般質問をしないと、私の認識と局長の認識にすごくずれが発生しているというふうに思っています。10月5日には、実を言うと会社名まで、どういう会社が優良企業で出ているということまで聞いていると私は認識しております。そうしますと、その現状での経過はどうであるかというのは、この場でお聞きしないと。話だけで、あと何もないのか。その辺り少しお聞きしたいと思えます。

**○稲田議長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 私のほうからお答えしたいと思います。これも私も報告を受けているという内容でお答えいたしますけれども、第三者譲渡というものについて選択肢に加えて検討してもいいだろうかというような申出があり、その根拠としては、事業中止というものが報道機関等によって報道されましたので、そういった動きといいましょうか、状況であるということが広く世間に知れ渡ったということを受けてだと思われましても、幾つかの事業者さんのほうからヤードクリエーションさんに、あるいは、実はこれは個別具体には申し上げられませんが、西部広域の事務局のほうにも幾つかの事業者さんのほうから、どういう状況になっているのだろうかということについて御関心がある旨のお問い合わせがあったというふうに報告を受けております。

そういったような背景を踏まえてだと思いますが、事業者からの報告があった際に、申出の中には、文章の中には必ずしもなかったように記憶しておりますけれども、いわゆる第三者譲渡ということも含めて、今後の話合いをするという可能性といいましょうか、はあるだろうかというようなお話があったということは聞いております。そして、そういった旨の報告はさせていただいたんじゃないかと思えますが、具体的に議場の場等で個別の具体的な企業名を挙げて御報告したという事実は、今日ここに委員会の委員さんも御出席でありますので、あれば御指摘いただきたいと思えますが、そういったことは多分ないだろうと思っております。その後ですね、その個別の企業さんとヤードクリエーションさんとの間でどういう話が進んでいるのか、していないのかということについては、先ほど局長のほうから御答弁申し上げたとおり、組合として直接関与する立場には今ないものですから、これは承知していないということでもあります。以上です。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** そうするとですね、10月5日にわざわざ執行部の方2名来られて、これまでの経過を説明されたと。三上局長と本池課長と来られて説明されたと。私としては、議会の総意、考え方、どういう気持ちでいるかということを書いて。最終的に第三者が現れなかった、話が進まなかった場合は、日吉津村議会としては更地返還をお願いしたいということは述べた。この辺りまでは承知されているわけですか。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 10月5日のちょっと具体的なイメージは、すみません、さっき答弁のときはイメージがしきれてなかったんですけれども、これがヤードクリエイションから具体的な事業中止の申出がありましたタイミングが9月の下旬、20日過ぎだったというふうに思っております。そういった中で組合として、こういうお話がありましたということ、地元の議員さんとして山路議員さんのほうに御報告に上がらせていただいたという機会があったというふうに記憶をしておるところでございます。その中で、実際、当初のヤードクリエイションからの提案につきましては、合意解約と贈与の2提案であったということでありましたけれども。その説明を聞く中で、8月に新聞報道が出ました以降に組合のほうに、仮に今の事業者が中止をされた場合は、その建物についてどうなるか、もし手を引かれるということであれば自分のところがやってみたいんだが、という御相談が複数件あったということで。そのことをそのヤードクリエイションにお伝えをさせていただいて、その結果、ヤードクリエイションのほうもそういう話があったということの中で、第三者譲渡についても候補の一つとしますということになりました、という旨の御説明をさせていただいたというところでのお話であったかなというふうに私のほうは理解をしているところなんですけれども。ですので、その中で第三者譲渡のほうに向かっていきますということではなくて、当初は合意解約と贈与だけだったものが、組合との説明の場の中でそういう話がありますからお伝えを、企業さんからそういう話があれば、正式に中止の話があれば伝えてほしいということを組合のほう承っておりますので、こういう話がありますということでお伝えしたところ、そのような展開になったというところでございます。ですので、その後の取扱いにつきましては、9月下旬の話の中で、先ほども申し上げましたように組合には今、関与する権原はございませんので、ヤードクリエイションさんのほうでその後の対応については整理いただくという形になったというところでのお話をさせていただいたのかなというふうに思っているところでございます。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** 時間が過ぎると話は変わっていくな、というのを今聞きながら私は思っています。時間も過ぎ。ただ、私は10月5日ね、先ほどちょっと述べたように、こういう第三者の方の申し込みがあるということでお聞きしたわけです。それについては、先ほど述べたように道義的な責任も感じておられて、それで、そういう意味で関わっていききたいということをおっしゃられるなというふうに私は受け止めた。ほかの議員にも言



っている。で、その場では私は、まあ何とかよろしく頼みますからということで感謝の気持ちを伝えたと。私もそれはね、言われたことを打ちますので、その日に忘れないうちに。まんざら間違っただけをこの場で言っているとは思っていません。あと、「ヤードクリエイションが、ヤードクリエイションが」と言われるんだけど、ヤードクリエイションが第三者に向けて話をするということは、まず第17条できちんと日吉津村の承認がなければならない。だから言葉の端々に「ヤードクリエイションが」ということを言われるのだけど、ヤードクリエイションについては日吉津村は了承していないという前提があると、次の段階は西部広域しかないというふうに私は理解していますけども、その辺りどういうふうに理解されていますか。

**○稲田議長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 今の御質問は、第三者譲渡に向けて事務が進むのかどうか。その場合、日吉津村の承認がないのにという御質問だと思います。

(「です。」と山路議員)

**○伊澤副管理者** これ、議員御指摘のとおり契約の第17条で最終的に権利譲渡を行う場合にはですね、日吉津村さんの承認が必要だということでもあります。ただ、事前の調整といえましょうか、話合いの段階で承認が必要かどうか。つまり具体的に権原を移すとなった場合には、そういった日吉津村さんの承認が必要だということではありますが。権原を移すということ、そもそも日吉津村さんの承認を得られるかどうかというのは、相手が決まらないことには、その検討の余地もないでしょうし、相手が具体的な話に、成案といえましょうか、なる可能性がある案件が成立するかどうかという話合いの段階で、日吉津村さんの承認がないと話合いもできないと、当事者間でですね。ということでもないんだらうというふうに思います。ただ、最終的にそれを認めるか認めないかというのは、日吉津村さんの御判断にかかっているということであろうというふうに思います。先ほどからお話がありますが、我々としては既に権原を離したものではありませんけども、議員御指摘のとおり業者選定に関わったということもございますし、それからありていに言いますと、いわゆるうなばら荘の事業の廃止、これは議会の御承認も得てやったわけでありまして、それに伴って不要となった財産の処分ということと併せて、長年にわたって日吉津村さんから御提供いただいた土地を使わせていただいた。それを日吉津村さんのほうでは、引き続き温泉という資源を使った地域振興の資源として有効に活用したいと。で、我々のほうも、せっかくまだまだ使える建物でありますので解体ということではなくて、しっかり地域振興という日吉津村さんの思いに沿った使い方を御提案、実行していただける方にお売りすると。こういうスキームで業務が進んだものだというふうに認識しておりますので、そういった立場で、我々としても関わっていきたいというふうに思っているということは先ほど申し上げたとおりであります。ただ、現実には今、西部広域としては権原を持っておりませんので、権原を持っている者と同じような関わり方というのはできないということは御理解いただきたいと思います。

今は、先ほどから繰り返し御答弁申し上げているとおり、具体的な建物の権原を有しているヤードクリエイションさんのほうで、これからどうするのか。事業中止、そしてその後どうするのかということについて、いくつかの選択肢の中から対応を検討しておられるということだというふうに承知しております。いずれにいたしましても検討を待って、我々としては当然、日吉津村さんともよくよく御相談しながら、どういった方法がいいのかということ、ある意味この時点では特に方法論に限定することなく、みんなにとって一番いい方法はどのような方法なのかということについて、一緒になって模索してまいりたい。そして最終的には議会にも御報告して、御理解をいただけるのであればその道に進みたい。このように考えています。以上です。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** えーとですね、うーん。まあこれ、日吉津村の立場として、ある程度1年でも2年でもヤードクリエイションが増改築なりして進めている中でこういう問題が起きたんなら、私もここまで言いませんけれども、全く何の事業もしない。今日も今行ってみましたら、カラスの巣になりかけておる。カラスがすごく来て、本当に廃墟となりつつあるんです。早く次の事業者を探していかないと、本当に次の事業者も、そうそう私は見つからないんじゃないかというふうには思っております。今は所有権、所有権ということもありますけれども、ただ、こういう中で、経過の中で物事が動いて、道義的な責任なんていうのは、何もしない事業者をつまりは紹介していったと。まあ、もちろん日吉津村も関わっていますけれども、何か手をつけておれば、ここまで私も喉筋引っ張りませんけれども。何もしていない中で、今こういう状況で、所有権は西部広域にはもうありませんよと言われえですけども。ただ道義的な責任。何らかの事業にかかっておれば、私はここまでは言わないんだけど。何もかかっていなかったら、これ道義的な責任、ある面では私は西部広域にも責任があるんじゃないかと思っていますけど。この辺りどう感じておられますか。

**○稲田議長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 道義的かどうかは別として、先ほど申し上げたとおりの経過がございます。組合としては、その経過も踏まえて、果たすべき責任はしっかり果たしていく必要があるというふうに考えております。ただ、いずれにいたしましても、今我々が考えなければならないのは、議員さんも御指摘になりました施設があるわけでありますので、これを当初の我々の共通の目的である、まだまだ使える社会資源として、そして日吉津村さんの温泉の泉源もございますので。その泉源も活用する地域の振興資源として活用されるように、できるだけ早くその次の方策を考えるということではないかなと思っております。その際に、ぜひ御理解いただきたいのは、第三者譲渡がいいのか、あるいは一回白紙に戻すのがいいのか、様々な方法論ありますけれども、要は、どういった方にやっていただけるかということになりますので、スピード感ということも頭の中に入れながら、よりよい方法を選択していく。したがって今の段階では、どの方法は駄目だと

かどの方法がいいとかということではなくて、まずはそういったことで、どうやったらいかにスピーディーにかつ速やかにできるかということを我々としても模索していくということが必要ではないかなというふうに考えております。その中で、組合として果たすべき責任は果たしていくということではないかなと思っております。以上です。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** いろいろうさく言いますけえ、ようにあれだと思えますけれども。そうしますと今、答弁の中で、来年１月に正副管理者会は開催されるということですが。そうしますと、この事業を振出しに返すなんていうこともテーブルの上に載るわけでしょう。まず、その辺りお聞きしたい。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 先ほども検討スケジュールについてはちょっとお答えをさせていただきましたけれども、まずは構成市町村の課長レベルからの協議を予定させていただいておりますけれども。先ほど答弁でも一度お話をしましたが、この間に法的な整理ですとか、また法的リスク、先ほど言いました事務手続き、これは議会の議決が必要になるケースもあるというようなことも含めまして、お尋ねのようにあらゆる案をそこに網羅して整理した上で検討に入るということでございますので。具体的に申し上げますと、合意解約のケース、それから贈与のケース、第三者譲渡。この場合、それぞれどのような今、現状で法的な整理、事務的整理をしたということをお示しをさせていただきながら検討を進めるということで、今、準備のほうをさせていただいているというところでございます。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** ひとつその辺りよろしくお聞きたいというふうに。また来年の１月の正副管理者会議で、よろしくお聞きたいと思っております。

あと最後に、第１点、まだ５分時間がありますので。１点はですね、この間、これも１０月５日のときにちょっと来られたときに話したんですけれども、つまり樹木の管理。現状でも歩道に樹木、すごく出ていて。これ今のところ、中、フロント辺りには布団が全部出してある。これも日吉津村職員が行ってやったというふうに私は聞いております。それから樹木、歩道に約８０メートルくらいあると思うんですけど、そこが全部歩道に突き出ていると。これの管理も多分に私は日吉津村がやったのかなというふうには思っておりますけれども、そのことについてはお話したときに、要は所有者がやるべきであるというふうに、当然私もそう思います。ただ、所有者はやらないということも申し上げたと思っています。そうすると強制執行的に日吉津村でやられて、後からそのかかった費用は返してもらえばいいじゃないかということも言われたと思います。まず、そういうことを言われたかというのをちょっと確認しておきたいですけど。よろしくお聞きます。

**○稲田議長** 本池施設管理課長。

**○本池施設管理課長** 先ほどの御答弁の中で、そういった建物の管理ですとか樹木の管理などにつきまして、その場でこちらのほうがいろいろ管理をするというような御発言はさせていただいていないというふうに考えて、記憶があるものでございます。

**○山路議員** ああ、そういう話はしなかった。

**○本池施設管理課長** はい。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** 私は、されたというふうに入力していますので。そのときに言われたのは、日吉津村で強制執行して、そのかかった費用は、所有者であるヤードクリエイションから頂けばいいじゃないですかということをアドバイスしていただいています。ここで質問したいのは、日吉津村ではなくて西部広域でその樹木管理をしてもらって、所有者であるヤードクリエイションからかかった費用を、50年近く無償で土地を、今言われたように貸し付けているこういう状況を踏まえれば、私はそういう管理も西部広域で強制執行してやられて、後からの費用はヤードクリエイションに出させるという格好はどうなんですか。だけど、されていなかったっていうから。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 先ほど来、答弁もちょっとさせていただいておりますけれども、現在、旧うなばら荘につきましては、建物はもう所有権を離しておりますので、西部広域の場合。またそれに関わると、特に樹木の管理等につきまして私どもがヤードクリエイションにそのようなお話をしてもらおうというようなことは、なかなか難しいと思っております。日吉津村さんにおかれましては土地を賃借されておりますから、ヤードクリエイションさんが適正に管理をされていないということであれば、やっぱりその土地を善良な管理にさせていただくということでのお話ができるのではないかというふうに考えておるところです。

**○稲田議長** 山路議員。

**○山路議員** この質問を最後にします。私もそう考えるんですけど。今言われるね、答弁されるとおりと考えますけれども。ただね、50年近くも無償で貸し付けたという状況を踏まえれば、その樹木管理、確かに日吉津村が借地の中で、ヤードクリエイションさんにそういう関係にあるということは分かりますけれども、ヤードクリエイションさんに何もしてないですが。投げっぱなしです。そうしたら今、言うように、少なくともそれぐらいな樹木管理は西部広域でやられてもいいじゃないかということを私、申し上げたいと思っておりますけど。同じことを2回言うようになりますので、まあここで、ちょっとあまり納得はしていませんけれども、以上で私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○稲田議長** 次に、戸田議員。

**○戸田議員** 本定例会に当たりまして、対応を2点質問してまいりたいというふうに思います。うなばら荘の問題いろいろとありますけれども、私は常備消防体制について、

まず質問してまいりたいというふうに思います。

先般、パソコンの不正使用というような事案について御報告がございました。そういう中でいろいろと調査しますと、そういうふうな状態がある程度散見しているのではないかなというふうに受けておるんですけれども、その内容なり職員の啓発体制について、まず伺っておきたいと思います。

**○稲田議長** 赤川消防局長。

**○赤川消防局長** 職員の不祥事案に関する御質問でございますが、近年、職員の不祥事が相次ぎまして、再発防止のために倫理研修を重ねている最中に業務中のインターネット不正使用による処分案件が発生したところでありまして。過去にも類似案件が発生した経緯があることから、組織として非常に重く受け止めているところでございます。

この再発防止対策といたしまして、本組合の情報セキュリティポリシー遵守の再徹底、また、従前より実施しています外部有識者を講師とした階層別研修や各所属で定期的を実施しています倫理研修を継続するとともに、今後、新たな取組についても検討してまいりたいと考えております。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** そこで、消防職員というのは特殊業務でございます。身体・生命を賭して圏域住民の方々のそういう身体・生命・財産を守っていくという大きな重責を担っておるところなのですが、私も火災現場に出動したことはありますけれども、そういうふうな観点からいけば、やはりこういう事例が発生するというのはストレス等からきているのかなというふうに推察するわけでございますけれども。その辺のいわゆるメンタルケアというような体制は取っておられるのか。また、どのような内容を実施されておられるのか、その辺を伺っておきたいと思います。

**○稲田議長** 赤川消防局長。

**○赤川消防局長** 消防職員のメンタルヘルスに関する御質問でございますが、この消防職員のメンタルヘルスの対策につきましては、平成26年2月に、消防職員メンタルヘルスサポート実施要綱を制定いたしまして、メンタルヘルスの専門資格を有します職員4名をメンタルヘルスアドバイザーに指定しているところでございます。

この業務の内容につきましては、惨事ストレスをはじめとしまして業務における様々なメンタル不調者に対しまして、このメンタルヘルスアドバイザーによる個々の面談及び外部相談窓口への紹介などを随時実施いたしまして、症状の早期回復、早期発見、早期治療につなげる体制を構築しているところでありますが、今後、市町村や県の相談窓口とも連携しながら、さらなる体制強化を図りたいと考えております。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** それで聞き取りのときもいろいろと話したんですけど、メンタルケアのアドバイザー、そういうふうな様態、どのような感じなのか。それでちょっと深堀りしますけれども、その状態なりその4人の体制というふうに伺ったのですけれども、職員に

はその辺は意識が啓発されているのか。また、組織としてそういうふうな十分に浸透されているのか、それをまず伺っておきたいと思います。

**○稲田議長** 岩田消防局総務課長。

**○岩田消防局総務課長** 議員御質問のメンタルヘルス対策に関わる職員の啓発等でございますけども、実は私もメンタルヘルスアドバイザーの1人ございます。先ほど消防局長からもありましたように、平成26年2月にこのメンタルヘルスアドバイザー制度を制定しましてから、私も含めまして年間に約5件、6件程度のそのような相談を個別にしているところでございます。その中で、外部の有識者であります市町村の皆様ですね、相談窓口、そこに相談したり、あとは市内の有識者でありますメンタルヘルスの開業医さんのほうに随時紹介しているところでございまして、一定の成果は得られていると考えております。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** こういうふうな今のパソコンの不正使用というような事例も伺うんですけども、また違った心の病気とか、いろいろな様態が浮かび上がってきておる。その辺のところではメンタルケア体制というのは、本当に私は消防業務の中に大事な内容であろうなというふうに思っております。そういう中で今の消防職員というのは、国のやはり動向、世論の背景等がいろいろとめまぐるしく変化してきている状況下でございまして、そうした中で、先ほど申し上げましたように消防職員のいわゆる使命というのは、大きな重責を担っておるとこなんです。そうした中でやはりこういう他方一生懸命頑張っておる中で、やはり他方こういうふうな事案が出てくると消防局全体の士気が下がってくるというような様態が生まれてきます。そのような内容については、どのようにこの辺のところを阻止していくのか。また、改善をして新たな選択をしていくんだというふうなことも考えておられるだろうというふうに思いますが、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

**○稲田議長** 赤川消防局長。

**○赤川消防局長** 職員の士気の低下に関する質問でございしますが、職員の不祥事は圏域住民の信頼を著しく損なうだけではなく、士気の低下や職場環境の悪化を招き、住民の生命・財産を守る消防の任務に支障をきたすことから、その対策につきましては組織の重要課題と捉えております。

このため職場環境の整備としまして、気軽に相談できる風通しのよい職場を作り、職員相互で不祥事が起こる前の兆候を見逃すことのないよう職場風土の醸成に努めること。また、職員の倫理感や生活状況などを把握するため、平時から積極的に面談などを行い、課題の早期発見、早期解決に努めることといたしております。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** 都度申し上げますけど、消防業務って本当に大変だろうなというふうに思います。現場の職員に対しても、この間お話をさせていただきました。「コロナ禍で救急

搬送等、本当に大変です。今まで10分で終わっていたのが30分かかります。それから帰って、十分に自分のところから消毒をしながらというような、本当に目まぐるしい。そういう自分たちの体、体力を保持するというのは大変なんです、議員さん。」って私、伺いました。まさにそうだろうなというふうに思うんですけども。そういうふうな観点からいけば、やはりメンタルケアのサービス、4人体制でいいのかどうなのか。その辺のところもひとつ再検討していただければなというふうに思いますが。

そういう中で消防職員は、先ほど言いましたように負担感、負担が相当増大してきておると私は理解しておるんです。そういうふうな形で、また触れますけれども、消防体制が20年前から変わって、そのまますと推移しておるんですけども、その辺のところ検証されておられるのでしょうか。そんなところを伺っておきたいと思います。

**○稲田議長** 赤川消防局長。

**○赤川消防局長** 現消防体制の検証についての御質問だと認識しておりますが、近年、全国では気候変動によりまして自然災害が多発し、また昨今、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大しまして、救急業務が逼迫するなど消防職員の負担はますます増加しているところでございます。この多発する多種多様な災害に対しましては、二次災害の防止のための装備の充実化を図るとともに、台風被害が予測される場合や大規模災害時には早期の招集体制を図るなど、職員の負担軽減に配慮しつつ積極的かつ弾力的な部隊運用を図りながら、現行の消防力を最大限発揮できるよう多角的に検証を重ねているところでございます。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** それで、言葉は適切かどうかは分かりませんが、従前の私達の30年前というのは本当に火災予防だけ。そこに重点を置きながらシフトしてきたと。それから今度は、救急体制が国の動向によって体制を整えなければいけない。そういう中で今、答弁がありましたように大規模災害、その緊急対策、それと緊急消防援助隊、本当に消防業務は多岐にわたってきています。そういうふうな大きな変遷が出てきておるんですけど、やはり20年前に乗り換え運用制度を導入いたしました。それは圏域の構成団体の経費節減をということから乗り換え運用、これは国が制度を発してきた内容を踏まえてしてきたのですけれども。私の考え方でいけば、乗り換え運用制度をやったために、常備消防力のある程度の低下、弱体は、私は否めないというふうに理解しておるんです。そういう中で今300人体制ですか、ずっとそれでいておるんですけども、やはりこれから国の動向もさることながら、世論を背景とした実情を鑑みた消防体制を構築していく必要があるというふうに思っておるんです。管理者の考え方を伺いたい。

**○稲田議長** 伊木管理者。

**○伊木管理者** 御指摘のとおりですね、今、様々な社会情勢が変わっておりまして、例えば少子高齢化、あるいは人口減少。そうした今社会に突入しているわけでございますが、それを前提に考えますと、もう一つやはり地域の消防団という存在があるわけでは

けれども。その消防団につきましても、現状の規模や、そうした能力といいましょうか、そういったものをこれから先も維持していくというのはなかなか困難なことであるというふうに考えてございます。したがって常備消防の持つ役割というのは、これからますます大きくなるものというふうに考えてございます。

そこで現在ですけれども、消防職員のスキルアップを図るためにですね、消防庁ですとか、あるいは鳥取県の危機管理局に職員を派遣をいたしまして、消防行政に関する様々な情報共有を図ることをやっておりますし、また、併せまして消防大学校におきましては、高度な教育訓練を受け、最新の技術や知識を習得してもらっているところでございます。今後もこうしたやり方を継続しながら、職員の教育体制を充実させて、社会情勢に応じた消防体制の確保に努めてまいりたいと考えています。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** それで15年前ぐらいですかね、消防体制の常備消防の県内一元化。これが平井知事が打ち出されて、この事務について加速した事実がございました。しかしながら、今の東・中・西のそれぞれ常備消防が非常備消防と連携をしていかなければならないということで、これが一挙に破綻した状況下でございます。そういうふうないろんな今の国の動向を踏まえながら、常備消防、もう一度非常備消防との連携、そういうようなことを加味した上で、いろいろな体制を構築していかなければならないというふうに思っておるんですが。そこで、今、管理者が触れましたように、非常備消防の団員がなかなか入っていただけない。私達地元の大高地区も、この10年間皆無です。だから非常備消防力っていうのはどんどん下がって行って、常備消防力に負担がかかっていくばかりではないかと私は推測しておるんです。そういうふうな観点からいけば、やはり私は、西部広域の中で十分に将来に当たっての体制づくりの検討をすべきだと思うんです。伊澤副管理者は今の事務方のトップですけれども、そういうふうな検討委員会を立ち上げて、適切な体制を構築するというようなお考えはございませんか。

**○稲田議長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 先ほど管理者のほうからもお答えしたとおりであります。時代の要請、変化に応じて、その都度必要な体制を考えていくということは当然やっていかなければならないと思っております。一方で、これに係る、もちろんコストのことばかり言っているわけではありませんけども、人口減少社会ってのは厄介なものでありまして、生産年齢人口も減ってまいりますので、いわゆるそこに対する経費を負担する、いわゆる租税負担者も減っていくということからしても、より一層スリムで効率的な組織を目指さなければなりません。これは改めて申し上げるまでもないことであります。このバランスをどう図っていくのかということは非常に厄介な問題であります。ぜひ実現していかなければならんと思っております。消防体制については、直接は消防局のほうで所管しておりますので、まずは消防局のほうでの検討を待ちたいとは思いますが、費用負担の問題も含めて、将来のためにどうしていくかということは、引き続きしっかり検討してまいり



たいと、このように考えています。以上です。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** やはりそういうふうな、今、管理者と副管理者がおっしゃったような体制並びに圏域住民の方々が求められる状況というのは、私はきちっと担保していかなければならない。そういうふうな観点からいけば、私は今議論はしていかなければならない。消防局長とお話しましたら、今300人体制。約30人増の330人体制が想定されますというふうな見解も伺っておるんですけども、今おっしゃったように費用負担が生じてくると。で、人口減少も加味していかないけん。しかしながら、先ほど来から申し上げていますように、地元のそれぞれの消防団の能力っていうのは段々減退してきておるというのも事実だろうというふうに思います。そういうふうな、総合的に十分に今後、私は検討していただきたいなというふうに思っておりますので、今、私は議論はしていただきたい。これは強く要望しておきたいと思います。

次に、一般廃棄物の処理施設の整備についてということでございますが、一般廃棄物の処理施設の整備に係る用地選定の経過並びに今後の方針について、まず伺っておきたいと思います。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 用地選定の経過及び今後の方針についてでございます。令和3年、昨年の12月でございますけれども、構成市町村より一次調査対象地の報告を受けまして、用地選定委員会があらかじめ定めました候補地評価基準に基づき、本年7月開催の第5回用地選定委員会において一次評価を行い、9月開催の第6回用地選定委員会及び10月開催の第7回用地選定委員会におきまして、追加配置案を含む中間処理施設及び最終処分場の二次評価を行い、その結果、中間処理施設、最終処分場とも各2か所が最終候補地調査の対象というふうになっているところでございます。

今後は、最終候補地調査の対象となりました調査対象地に対して、環境影響予測等予備調査、また現地調査などを行った後、最終候補地評価を行い、その結果を踏まえ、本年度末をめどに候補地を決定したいと考えているところでございます。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** 今、答弁いただきましたけれども、私達の自治会は回覧がございました。考え方が全く前書きがない。ただの方針でこうこう、箇所だけ書いてあります。昨日も私、ある神社のしめ縄に二日間出たんですけど、20人ぐらい来ておられました。なぜ尾高・日下だけが追加されたんですか。その理由が全く分からない。集中砲火浴びたんですけれども、私も存じておりません。しかしながら皆さん一致して、どうしても作らなければならない施設だとは理解しておられる。作らにゃいけん。しかしながら、やはり入り口の入り口だけれども、丁寧さがあって、連合会なりそういう関係者で説明されたらどうかというお話いただきました。話を聞きましたら、連合会にも話をされておられんようなんですけれども。やはりそういうふうな、こういう大きな事業をするに当たって

は、関係者の方々の理解、同意は必ず必要不可欠なんです。そこのところの丁寧さがないと私は今思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

**○稲田議長** 生田ごみ処理施設整備課長。

**○生田ごみ処理施設整備課長** 用地選定に係ります地元説明の状況でございますが、調査対象地の近隣の自治連合会に対しましては、本年の５月から６月にかけて一次評価に先立ちまして、施設整備の考え方、施設整備の全体スケジュール、用地選定の手順、評価の進め方などにつきまして、資料を作成し説明をしております。また、本年度に開催をいたしました第５回から第７回までの用地選定委員会の終了後には、各自治連合会長の皆様へ速やかに審議の内容をお知らせをしております。以上でございます。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** その追加配置案について私こだわるんですけれども、地権者の方がいっぱいおられるんです。やっぱり全自治会に、日下と県とで約６，０００弱ですかね、方々に回覧されたようですけれど、私も見ました、回覧内容。ただぱっと添付してあるだけです。やはり今お話された経過を前書きできちっと書かれて、この内容については連合自治会等にお話させていただいてるとか、というようなことがあってもいいと思うんです。私の家に十何人来られました。これ、どうなってるんですか。いや、私自身は承知しておらない。分からない。しかしながら、やっぱりそういうふうな問答をしてもいけませんので、私は十分な、やはりこれから地権者、排水関係、農業関係、改良区関係。全部出てくるんでしょうけど、今の状況では私は駄目だと思いますよ。もっと丁寧さを持って、上から目線ではなくて、やはりきちんと協力していただくんだというような考え方で求めて、了解していただくんだというようなスタンスではないといけないと思いますよ。そうした中で、今の処理施設のイメージ、環境への万全の対策、地域と調和し。地域ってまあ書かれておられるんです。そういう中では、防災拠点としてというような付帯設備も明示されておられるわけなんですけども、一つその、ある方から、付帯設備がどんどん増大していけば経費も上がっていくんじゃないかというような御意見もあったんですが、その辺のところはどのように考えておられますか。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** まず、前段で戸田議員からございました、丁寧な説明をというところでございますけれども、議員がおっしゃいますように、ごみ処理施設、この施設用地を確保していくということの中で、地元自治会の皆様、また住民の皆様の理解というものは本当に不可欠であるというふうに考えております。お話がありましたように、現在まだ自治連合会長さんと御相談をさせていただきながら対応しておりますけれども、今後自治連合会長さんと、その地域の対応につきまして事前にしっかり御相談をさせていただきながら、丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、その後にお話がありました多面的な施設の利用策についての考え方でござ

いますけども、近年のごみ処理施設は単にごみを処理するだけではなくて、施設が持っております機能、これを生かした環境学習施設の併設、地域交流の場の整備、また、防災の拠点となる施設の設置がされるなど、従来のごみ処理施設のイメージとは大きく変わる新たな施設が整備されているのが近年の状況でございます。本組合では、ごみ処理に関する新しい技術の動向ですとか、今お話ししました他の自治体の取組、こういったものを参考に、新しい施設の処理方法ですとか運営方法を検討することとしておりまして、本年度は全国の10か所、これの先進地視察を行わせていただきました。台所ごみや紙くずなどを利用したバイオマス発電ですとか、地域の防災拠点としての避難所の機能、また、ビオトープですとか、住民が自由に見学して学べる環境学習施設など多面的な施設の利用策などについても情報の収集を行わせていただいたところでございます。今後とも積極的に先進事例の調査・研究をしていきたいというふうに考えておりますし、お話がありましたように、当然コストにつきましても十分考慮しながら施設整備に配慮していきたいというふうに思っております。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** 私は御意見を直接伝えたかったのは、そういう付帯設備に投資をしていくのか、というような意見もありますよということなんです。私は正直言って防災拠点施設とか、そういうような住民に供するような施設は必要だろうというふうに私は思っておるんですけど、住民の方々はいろんな意見がありますので、そういうことをお伝えしたかったなというふうに思っております。私、先般、米子市議会の会派、自由創生で武蔵野市のクリーンセンターを視察研修しました。私、初め歩いていましてね、ふわーとセンターに連れて行かれるんです。ところが私は武蔵野市役所の第2庁舎かなと思って、「失礼ですが、これ第2庁舎ですか」って言ったら、「いや、ここがクリーンセンターです」というような状況でした。外観的に木目調の意匠をデザインした内容を貼り付けて、本当に隣の武蔵野市役所と全く変わらないような外観意匠であったという。本当にすごく印象的でした。そういうふうな、やはり住民の方々に溶け込んでいくような外観意匠をされておられるなということで、すごく工夫されておられます。中についても相当、今のリサイクル関係についてシフトされておられるんですけども。そこでまず私伺ったのは、武蔵野クリーンセンターを立地するに当たって全く反対がなかったと。それはどういう内容でしょうか、と言ったら、日頃から地元の方々と密接に関わっておりますと。もう一つが、そういうクリーンセンターを建設立地するに当たって、いろんな意見交換を都度図る。最終的には検討委員会を立ち上げて60回、70回も協議を重ねていって、今の状況が建設立地できたという内容でございます。まだ早いんですけども、今入り口の入り口って私が申し上げたんですけども、やはり今、候補地のいろいろなところの連合自治会なり、ましてはそういう下の下部部会がありますけれども。そういう方々とは、やっぱり密接に今から丁寧に動いていかないと、なかなか難しいんだろうなあと。私も経験則で言えば、ある施設をするときも100回以上は地元の方に出

向いたんですかね。そうしないと理解していただけません。まず、顔と名前を覚えていただくこと、これが一番大事であろうなというふうに思うんですが。やはり、そういうふうなことを考えながら、二次選定に当たって候補地等もあるんですけども。くどくなりますけども、住民対応が一番大変だろうなあと。その辺ところ、改めて局長の考え方を伺っておきたいと思います。

**○稲田議長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 二次評価後の住民対応についてのお尋ねでございます。第7回用地選定委員会で二次評価を行いまして、先ほど申し上げましたように、最終候補地調査の対象地が決定をいたしました。そのことから、調査対象地の近隣の自治連合会に対しまして説明会を開催させていただきまして、候補地選定状況の報告及び最終候補地調査の実施への協力などについてお願いをさせていただいたところでございます。

また、用地選定の状況につきましては、組合広報紙におきまして圏域住民の皆様にお知らせをさせていただいておりますし、加えまして、米子市農業委員会、また米子市自治連合会に対して用地選定状況の報告を行ったところでございます。

今後も積極的に情報発信をさせていただきまして、また、先ほど来、議員さんがおっしゃいますように、地元の皆様に丁寧に対応しながら説明に努めてまいりたいというふうに思っております。

**○稲田議長** 戸田議員。

**○戸田議員** 最後になりますけれども、やはり関係住民との構築ってのは大変ですけども、これが一番大事なキーポイントだろうなというふうに思いますが。そこで管理者、やはりそういうふうな関係住民との、構築していかないけんということも、これは管理者がリーダーシップを発揮されていかれるんでしょうけれども。で、必要であれば、地元の方とのいわゆる関係調整を図っていかれる。関係調整というか、説明会等にも出て行かれるというような考え方はお持ちですか。

**○稲田議長** 伊木管理者。

**○伊木管理者** 議員御指摘のとおりですね、この住民の皆様の理解というものは大変重要なテーマでございますので、節目節目で丁寧に説明していくということは当然のことながら、御質問にありましたような、もし私が出ていく必要があるということであれば、これはもう必要に応じて出ていくことは一切いとわないというふうに考えてございます。一つ付け加えるとするならば、先ほどちょっと一つ前の御質問のときに、武蔵野市を視察されたお話を出していただきましたけども、今まさに御視察されたとおり、全国の新しいクリーンセンターにつきましては、従来の迷惑施設とは違ってですね、非常にこの地域に溶け込んでという言い方がどうか分かりませんが、非常にこの地域と調和を取って安全に運営されている状況がでございます。ぜひそうした事実も地域住民の皆様には御理解をいただきながら、このたびの大きなプロジェクトを円滑に進めていけるように努力をしたいと思います。

○**稲田議長** 戸田議員。

○**戸田議員** 管理者の強いお気持ちをいただきまして、これから大変ですけれども、先ほどおっしゃったように巨大な事業でございますので、しっかりと管理者の下、頑張っていたきたいなと思います。また、議会も一となってしっかり頑張っていかなければならないというふうに思うところでございます。以上で終わります。

○**稲田議長** 以上で、通告による一般質問は終わりました。ほかにないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

第5 議案第13号～議案第15号

○**稲田議長** 次に、日程第5、議案第13号から第15号までの3件を一括して議題といたします。

これより、3件に対する質疑に入ります。質疑に対する通告はありませんでした。質疑はございませんか。

○**勝部議員** 議長。

○**稲田議長** 勝部議員。

○**勝部議員** 議案第14号、質疑してよろしいですか。

○**稲田議長** 質疑してください。

○**勝部議員** ちょっと通告しておりませんが、申し訳ございませんけど、このたびお伺いしたいと思います。議案第14号、工事請負契約の締結でございます。いわゆる大山消防署の大規模改修工事案件の請負契約でございますが、この中でですね、工事の名称、工事の場所は分かりましたが、契約金額について、これは消費税とか地方消費税を含むものかどうか、まず1点お伺いしたいということと、その相手方は、参考資料もいただいておりますけれども、参考資料におきましても、住所、氏名、法人代表者等が分かりませんが、これはどこの県の、何県の松本組なのか教えていただきたいと思います。もちろん鳥取県にもありますけれども、これはどこか、判明がし難い。それから相手方っていうのは普通は、通常、契約の相手方というふうに言うと思うんですが。この点について、以上、疑義を3点ほどお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○**稲田議長** 矢野事務局総務課長。

○**矢野事務局総務課長** 先ほど御質問いただきました3点につきまして、回答をさせていただきます。まず1点目ですが、契約金額の中に消費税及び地方消費税の額が含まれるかどうかという御質問につきましては、金額も併せて申し上げますと、1,574万8,000円、こちらの消費税及び地方消費税の額を含んでおります。それから2点目ですが、相手方、株式会社松本組さんで議案のほう上程させていただいております。こ

こちらの所在地でございますが、これは鳥取県米子市富益町に所在しております株式会社松本組様でございます。それから相手方の記載のところですが、議員御指摘のとおり、契約の相手方ということで表記させていただいております。以上でございます。

○稲田議長 勝部議員。

○勝部議員 形式的な面で、一回事務レベルでこの書き方を全国レベルのやはり統一的なもので明示した、今後は、いわゆる議案というふうに、修正を加えていく考え方はないか、お伺いいたしたいと思います。

○稲田議長 三上事務局長。

○三上事務局長 ただいまの3点、勝部議員さんのほうから、分かりにくいじゃないかということでの御指摘を頂戴いたしました。今回の御指摘をいただきましたこれも含めまして、ちょっと他団体の表記なども確認させていただきながら、次回からは分かりやすい記述にさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○勝部議員 以上、終わります。

○稲田議長 ほかに質疑はございませんか。ほかにないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております3件の議案のうち、議案第13号については予算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、議案第14号については、お手元に配付しております付託区分表のとおり、総務消防常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第15号につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田議長 御異議なしと認めます。よって、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、1番、土光議員、3番、今城議員、7番、渡辺議員、9番、森岡議員、10番、山路議員、13番、勝部議員、15番、小谷議員、以上7名を指名し、選任いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後2時35分 休 憩

午後3時51分 再 開

○稲田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。先ほど休憩中に、正副委員長の互選が行われました結果、総務消防常任委員会では、委員長に小谷議員、副委員長に渡辺議員が、また、決算審査特別委員会では、委員長に渡辺議員、副委員長に森岡議員がそれぞれ決定した旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

これより、2件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。初めに、総務消防常任委員会の審査報告を求めます。小谷委員長。

○小谷総務消防常任委員長（登壇） 総務消防常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第14号、工事請負契約の締結については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

○稲田議長 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。奥岩委員長。

○奥岩予算審査特別委員長（登壇） 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き、審査いたしました結果、議案第13号、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第3回）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○稲田議長 以上で委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより、2件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第13号、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第3回）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稲田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稲田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。先ほど、決算審査特別委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。この際、本件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稲田議長 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

#### 日程追加 閉会中の継続審査

**○稲田議長** それでは、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議案第15号について、決算審査特別委員長から、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○稲田議長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

~~~~~

閉 会

○稲田議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年11月、鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時56分 閉 会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長 稲 田 清

同 議員 中 田 利 幸

同 議員 三 好 晋 也